

# 令和4年度 事業計画書

公益財団法人 中国労働衛生協会

## 令和 4 年度 事業計画

### I 令和 4 年度の展望および基本方針

令和 4 年初頭より、感染力の強いオミクロン株による新たな新型コロナウイルス感染症の拡大は留まることなく、感染者の増加を来している。幸い重症者や死亡者の数は少なく、他国の動向から推察するに令和 3 年度中にはピークアウトが予測される。しかし、このウイルスが変異しやすい RNA ウイルスであることから、オミクロン株が最後の変異株とは言い難く、ワクチン接種により集団免疫を獲得しても、今後ワクチンの効果の乏しい新たな変異株の出現の可能性もあり予断は許せない。ウィズ・コロナの時代は当分続くと考えられ、感染管理を行いつつ社会経済活動を継続するという状況に大きな変化はないものと予測される。そういう社会状況を鑑みて、当協会は令和 4 年度も引き続き、健診をはじめとして感染対策を徹底した事業展開を行ってゆかねばならない。すなわち、最新の感染症情報を収集しつつ、その時々々の法令・ガイドラインに従い、標準とされる感染防御策を適切に講じつつ事業を継続する。

コロナ禍に加え、本年は世界的にも米国を始めとしたインフレと気候問題、世界的不況の懸念、台湾有事の可能性など地政学的な問題など、多くの課題が累積していたところにロシアによるウクライナ侵攻が始まり、世界史的大激動の時代に入った。役職員はそういう状況を認識し、広く世界情勢にも目を向けて、積極的に情報を収集し、当協会のあるべき姿、今後行うべき事業内容につき模索して行かなければならない。

当協会の基本的な事業方針は現在の事業規模を維持しつつ、われわれに求められている公益法人としての使命を果たして行く事である。少子高齢化が急速に進行し、労働者人口が減少しつつあるわが国では、「働き方改革」を進めることにより勤労者を大切に、高齢者、女性、外国人の労働への参入を促している。一昨年よりの、われわれにとってのこれからの命題は「健診の顧客減による減収をどこから補填するか」であった。以上を鑑みこれからの経営方針として①健診の顧客層の拡大、②健診単価の上昇、③他事業の収益増加、④職員の意識改革、⑤ブランド力の向上、の 5 つの基本方針を打ち出している。令和 4 年度もこの方針の実現を目指し事業を遂行して行く。

令和 3 年度は新人事給与制度がスタートした。新制度のもとで、事業ビジョンの「公益性の高い総合労働衛生機関として、職域・地域において労働者とその家族の健康の保持・増進に貢献するため、時代に即した質の高い多様なサービスを提供する」を達成するために定めた「期待人材像」、「人事ポリシー」

に従い各職員が行動し、また各部署が達成すべき具体的目標を定めて業務を遂行してきたところである。新制度の運用開始に伴い職員の業務に対する意識の変化が認められつつあるが、今後事業内容と事業成績においてその成果がさらに顕れて来ることが期待される。引き続き各職員には自己研鑽と人格の陶冶に努め、業務効率の改善、顧客重視の視点に立った意識改革に努めていただきたい。

令和4年度は、上記基本方針に従い各事業分野において、以下の方針に沿って事業を運営して行く。

## 1. 健康診断事業について

前述の理由で受診者の減少が予想される中、現在の顧客数の減少をできる限り抑え、収益を確保して行くためには以下の方策が考えられる。

### ① 「選ばれる健診機関」であること

当協会が「“選ばれる”総合労働衛生機関」であるためには、他の総合労働衛生機関と差別化を図られねばならない。そのためには、信頼される質の高い健診を提供すること、時代に即応した健診内容と精度の高い健診を提供すること、さらに良好な接遇が必須である。そのためには各職員自身が最新の医療知識や技術を習得しスキルアップすることが重要であり、当然ながら当協会としての確に研修機会を提供して行くが、各自が職業人としての自覚を持ち自己研鑽に努めるべきであることは言うまでもない。

### ② 健診対象の拡大～地域に開かれた協会になる

来るべき高齢化社会に対応した健診、また労働健診の対象とならない自営業、主婦、退職者などの人達を対象とした健診を質、量ともに拡大することにより顧客数を維持する。そのためには職域のみでなく地域に着目することが重要であり、そのためには施設健診のさらなる強化、充実が必要である。また、定年退職などに伴い健保の補助から外れた方にも、継続して顧客として当協会を利用していただけるようなシステムの構築にも注力して行く。

### ③ 健診内容の強化

前述の対象に対応すべく、時代に即応し有用かつ魅力的なオプション検査の導入と推進も重要である。令和2年4月より開始した正規人間ドックも軌道に乗りつつあるが、さらに受診者増を図るとともに、令和4年度は高齢者のフレイル予防を主眼としたフレイル・ドック、また午後の胃検診を組み込んだ健診も開始予定である。健診コースの設定には常に対象受診者の要望に合わせて行く柔軟な姿勢が重要であり、既成のコースのみで硬直化しないよう留意すべきである。

#### ④ 新型コロナウイルス感染症対策

新たな変異株等の出現によりウィズ・コロナの時代は当分続くものと考えられる。受診者の安心、安全のためすべての健診会場において、事業場、受診者のご理解と協力をいただきつつ、その時々で法令、ガイドラインに沿った標準的感染症予防策を講じて行く。

## 2. 産業保健活動について

産業保健活動は事業活動の柱の一つであり、本来、社会的使命として当協会に与えられた責務でもある。

近年、“従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践する”経営手法である、「健康経営」が国により推進されている。平成31年4月より働き方改革関連諸法案が施行されたが、「健康経営」の概念はある意味「働き方改革」の実践でもある。本来当協会は、産業医、保健師などにより契約事業場において産業保健活動を推進してきたが、今後「健康経営」の基本概念をその行動指針として、地域のパイオニアとして「健康経営」をさらに推進して行く。

当協会は昨年に続き「健康経営優良法人 2022（大規模法人部門）」の申請で適合基準を満たし、上位500社に与えられる「ホワイト500」の称号を得ることとなった。この地域ではまだ十分に周知されていないが、今後「健康経営」の需要は飛躍的に高まるものと予測される。当協会は地域においてすでにその支援と普及・拡大のニーズに応えることができる存在であり、令和元年度より150名弱の職員が「健康経営アドバイザー」の資格を取得したが、さらに14名が「健康経営エキスパートアドバイザー」の資格を取得しており、今後も継続的にその健康経営支援機能をさらに向上させるべく努めて行く。

## 3. その他

### 1) 広報活動について

事業活動を実践して行くにあたり、当協会の活動内容を普く周知して行かねば顧客数は維持できず、当協会の機能を社会的に有効活用することもできない。広報活動はそのために重要であり、各職員はその意義を深く理解し、積極的に協力しなければならない。令和3年度は広報活動強化の一環として、広報委員会の下に各小部会を立ち上げ、有効に機能している。本年も協会としてより積極的に様々なメディアを通じ、事業活動内容や健康情報の提供について広報して行く。

また、ウィズ・コロナの時代となり職員間のコミュニケーションが図りにくい状況にあるが、協会内部でも内部広報誌の発刊やWEBを通じたお互いの情報提供により、職員間の絆を強める試みを行う。

## 2) 自治体との「健康増進に関する連携協定」に伴う事業展開

令和3年2月に福山市と、7月に尾道市と「健康増進に関する連携協定」を締結した。主な締結項目は、①特定健診、がん検診、歯周病検診の受診率向上に関する事、②働きざかり世代に対する健康増進の啓発に関する事、③働きざかり世代に対する「健康経営」の支援に関する事、④フレイル予防や健康づくりの普及開発に関する事、⑤地域での健康講座への協力に関する事、である。国家的に今後、地域・職域の連携が積極的に図られて行く方向にあり、両市と連携することは、その意味においても、また当協会の機能がより効果的に市民の健康の保持増進に寄与できるという意味からも意義あることであり、これに沿って積極的に事業展開を図る。

## 3) 新人事制度の実施

令和3年4月に人材育成を目的とした、各自の業績・能力・努力が正当に評価される、客観性があり、かつそれぞれに説明責任の果たせる、公明・公正な新人事制度を確立し完全移行した。また、医師給与規程も令和3年6月から施行した。本年は、さらなる人事制度の浸透を図るため、事業ビジョンに沿った講話の実施や、階層別の研修等を継続的に行う。

## II 令和4年度の目標

1. 事業の総収入は31億円を確保する。
2. 職域・地域でも、「健康経営」の普及・拡大に努め、その支援を行うとともに、協会内で「健康経営」を推進する。
3. 新人事給与制度の円滑な運用を図り、「事業ビジョン」の実現に努める。
4. 業務効率の改善、顧客視点の重視の目標に即した職員の意識改革を行う。
5. 高額な医療機器等固定資産の保守管理を徹底し、突発的かつ多額な支出発生の抑制と、その他の無駄な経費の削減に努める。

## III 主要基本施策

### 1. 健康診断事業の推進

良質な健康診断実施のため、当協会のモットーである「正確・丁寧・迅速」を徹底する。受診者への心のこもった接遇など、よりの確なマネジメントを心がける。また、各自は健康診断に必要な技術の向上や知識の習得を図り、必要な資格の取得・維持を継続的に行う。事業実績を確保するため、新規受診対象者の掘り起しを行うとともに、既存受診者には高付加価値健診へ誘導するように努める。また、時代に即した有用で魅力のあるオプション検査の導入・

開発等を心がけるとともに、時代のニーズにマッチした新たな健診コースの創出を模索する。

なお、令和3年度より、健診内容に即した、分かり易い協会オリジナルの健診結果説明書を作成して添付を開始したが、好評であるので継続する。

福山本部健診センターをはじめ、尾道、鳥取、米子検診所は毎日施設健診を行い、津山検診所も施設健診の日数増加に努める。

### (1)労働健診

定期健康診断項目の血液および心電図検査の追加実施の推進を行っているが、令和4年度も引き続きその受診者の増加を図る。

労災二次健康診断は、令和3年度福山・尾道、鳥取検診所において実施数を増加させた。本年度はさらなる増加を図るとともに、未実施検診所においては必要な技術と知識の習得・研鑽を行い健診の開始を図る。

50人以上の事業場に年1回以上「ストレスチェック」の実施が義務付けられて5年が経過した。今後も対象事業場と連携しスムーズな運用を図る。

労働安全衛生法改正による特定化学物質障害予防規則等の特殊健康診断については、各事業場の業務内容等の調査を徹底し、適切な健康診断の実施が行われるよう働きかける。特に令和3年度より「溶接ヒューム」と「塩基性酸化マンガン」が特定化学物質（第2類物質）に指定されたため、引き続き対象事業場に対して、積極的な情報提供を行う。

国が勧める風疹抗体検査は、令和6年度まで実施期間の延長となったため、引き続き未実施者への推進を行う。

労働安全衛生法に基づく定期健康診断として実施された検査結果は、全国健康保険協会より特定健康診査結果として提供が要請されているので協力する。

### (2)生活習慣病予防健診

全国健康保険協会及び各健康保険組合の協力を得て、労働健診から生活習慣病予防健診への移行を引き続き勧奨する。さらに、人間ドック（後述）への移行も勧奨する。また、受診者の要望、ニーズを勘案しながら、各種オプション検査の提案を行う。

新たな取り組みとして、午前中に受診することが困難な方、夜勤者および遠方の方などが受診しやすいように、4月より福山本部健診センターおよび尾道検診所において“午後の生活習慣病予防健診”を開始する。

### (3)人間ドック

令和2年度より福山本部健診センターにおいて、令和3年度より尾道検診所において、健診当日に医師による健診結果説明と、保健師・管理栄養士による

保健指導を実施する正規人間ドック（人間ドック・プレミアムコース）を開始し、令和3年度は実施数を増加させた。令和4年度はさらに受診者数を増やすと同時に、他検診所においても「人間ドック・プレミアムコース」を開始できる体制を構築する。また、福山本部健診センターおよび尾道検診所において高齢者のフレイル予防を主眼としたフレイル・ドックも6月より開始予定である。従来の半日ドックは「人間ドック・スタンダードコース」と名称を変えて継続予定である。

なお、福山本部健診センターは令和4年度の日本人間ドック学会機能評価認定施設の受審を行う予定である。

#### (4) 胃がん、肺がん検診

健康寿命の延伸の国策に沿い、自治体を中心に“がん検診”の受診率の向上に力が注がれている。厚生労働省の指針で胃部内視鏡検査も胃がん検診として認められ、胃がん検診の環境が変わりつつあるが、今後の動向を注視しつつバリウム検査も積極的に推進する。胃部内視鏡検査は、福山、尾道、鳥取および米子検診所で実施しており、引き続き実施数の拡大に努める。

また、当協会の低線量胸部CT検査は、他機関に比し低価格に設定されているにもかかわらず受診者数が低迷している。CT検査の肺がんの早期発見での有用性に関する情報提供を広報活動等により積極的に行い、受診者増に努める。特に、喫煙者には毎年実施するよう積極的に勧奨を行う。

#### (5) 地域住民に対する特定健康診査

行政と協力して実施する巡回による集団健診と施設における医療機関健診において、特定健康診査とがん検診の受診率の向上を図る。

特に、尾道市および江府町の特定健康診査については、引き続き当該市町と連携を密にし、市町のがん検診とセットにして受診するようより多くの住民に勧奨する。

#### (6) 社会的弱者及び利便性の悪い地域に対する健康診断

特別養護老人ホーム等の施設入所者に対する健康診断（無料の胸部X線検査）については、撮影可否等の条件説明を徹底したうえで、実施施設を維持・拡大するよう努める。なお、他機関で実施されている施設まで拡大するものではない。また、健康診断の受診機会に恵まれない中山間地域や島嶼部に居住する人々に対しても、従来どおり積極的に機会を提供する。

#### (7) 精密検査未受診者への受診勧奨

胸部X線、胸部CT、胃部X線、胃部内視鏡、便潜血、PSA、腹部超音波、子宮

頸部細胞診および肝炎（HBV、HCV）検査に対して、当協会よりの紹介状に対し精密検査結果の返信が来ていない受診者について、受診4か月後に受診勧奨ハガキの送付を行って来た。マンモグラフィについても、個人宛の書面にて精密検査受診の有無と、受診した医療機関および受診結果等の照会を、また未受診者に対しては受診勧奨文書の送付を行って来た。これらの試みは精検受診率の向上に貢献しており継続する。

新たな取り組みとして、令和2年度から産業医契約事業場の事後措置支援の一環として「医療機関受診の勧め」と題した受診勧奨書面を事業場に提供している。精密検査受診勧奨強化のため、取り組みを継続し拡大を図る。

#### (8) オプション検査の推進

前述のごとく今後さらに重要性が高まる高齢化社会における高齢者の健康の保持・増進に裨益するため、種々のオプション検査を導入し、それらを組み合わせた健診コースを設定し受診者の拡大に努める。

福山本部では、すでに近隣医療機関と提携し脳ドック（MRI検査）を実施している。また、血圧脈波検査と頸動脈超音波検査などを併用することにより、脳血管疾患のリスクを評価するオプション検査コースも設け、特に運転業務を行う事業場を中心に検査の推進を図って来たが更に受診者の増に努める。

同じくロコモ健診も継続し、その効果の判定・評価を含めながら運動習慣及び有効な運動方法を啓発・支援しその定着を図る。また、軽度認知障害を（MCI）を早期発見するための認知機能検査「あたまの健康チェック」の更なる推進を図るとともに、認知症、MCIのスクリーニング検査（血液）も導入予定である。令和2年度に新たなオプション・コースとして創設した「脳血管いきいきセット」、「サルコペニア予防セット」についても推進を継続する。今後、フレイル・サルコペニア・ロコモについては運動指導のみならず栄養指導も行うコースの創設も検討する。

腸内細菌フローラ検査（マイキンソー）は4月からバージョンアップする。また保有している簡易型睡眠時無呼吸スクリーニング検査装置を用い、健康経営支援事業場などを中心に検査を勧奨する。

#### (9) 「げんきサポートクラブ」の会員数増加

定年退職者や主婦、個人事業主等、健診を受ける機会が少ない方、受診方法がわからない方に健診受診の機会を提供すること、高齢者の健診推進と健康増進等を目的として、“げんきサポートクラブ”（会員制）を福山本部において実施している。

令和3年度は、特定健診と福山市のがん検診、その他オプション健診を組み合わせた「健診行こう Day！」を開催し、「げんきサポートクラブ」メンバー

中心に案内した。更なる会員数の増加を図るため令和4年度も継続する。“げんきサポートクラブ事業”は、他検診所においても実施に向けて準備を行う。

今後、国家的にも職域・地域の連携が積極的に図られて行く予定であるが、これはそれを先取りする試みでもあった。「げんきサポートクラブ」は会費無料であり、会員にとってメリットが大きいものと考えられるが、会員数が伸び悩んでいるのは職員の熱意や広報手段に問題があったと考えられるので、会員増強を図るべく再検討を行う。

## 2. 保健指導等・健康教育事業の推進

従来通り地域住民や働く人々の健康の保持・増進を図り、高齢者のフレイル予防の観点から、保健指導・健康教育・運動指導を広く展開する方針であるが、コロナ感染症の拡大に対応して、イベント規模の見直し、ICTを活用した保健指導・健康教育など、実施方法の検討を行ってゆく。

### (1) 産業医契約事業場に対する活動

産業医契約事業場に対し、作業環境管理・作業管理・健康管理等を支援する。産業医契約事業場に対し「健康経営」の支援について提案し要望があれば当協会の産業医・健康経営エキスパートアドバイザーが協働してサポートを行う。

当協会として産業医業務の標準化ができていなかったため、本年は労働安全衛生法・同規則に定められた内容を基準として当協会所属産業医の職務内容、事業場との契約内容等を整理し、標準作業書を作成する。

同じく、過重労働対策、ストレスチェック後の「高ストレス者面談」は、就業上の措置に関する意見書の提示等産業医の重要な業務であり、業務内容の標準化、料金設定の見直しが必要であり、早急に対応する。

### (2) 特定保健指導の実施

特定保健指導は、受診者の生活習慣病予防及び健康寿命延伸において極めて重要な役割を果たす。各健康保険組合および全国健康保険協会と連携を図り、実効性を高めるよう努力して推進を強化する。

全国健康保険協会各支部と連携して積極的に新規事業場の獲得に取り組み、令和3年度までは事業場担当者に働きかけ特定保健指導の実施率を上げることと、最終評価まで実施することに重点を置いて実施し、一定の成果を得た。

令和4年度からは、全国健康保険協会の強い要望もあり、以前より主に津山検診所で実施して来た健診当日の特定保健指導を全検診所に展開し、その実績を伸ばしていく。運用については各検診所の状況に応じて創意工夫しながら実施する。

新型コロナウイルス感染症対策として、今後、ICTを活用した特定保健指導の

健康保険組合からの要請が増加すると予想されるが、当方からも積極的に ICT 利用の提案を行う。それに対応すべく、各自操作手順などの習熟に努める。

### (3) 保健指導契約事業場に対する活動

保健師・管理栄養士・ヘルスケアトレーナーによる生活改善指導、健康管理、健康経営に関する情報提供等を更に充実し、保健指導契約事業場に対する活動の深化を図る。また、昨年、健康経営支援契約事業場のうちの 1 社について保健指導契約を締結したことから、今後、健康経営支援契約事業場において保健指導契約の獲得に努める。

### (4) 「健康経営」の啓発と支援

当協会は、かねてより産業医と産業保健機能を活用し、事業場の健康づくりへの提言、健康診断の事後措置、特定保健指導、健康講話、運動指導などを通じ、数多くの事業場で産業保健活動の支援を行って来た。「健康経営」の推進は従来の当協会の業務と重なる部分も多いことから、令和2年10月より企業における「健康経営」支援事業を開始している。当協会は「健康経営優良法人2021（大規模法人部門）ホワイト500」に認定されていることから、より有効な支援が可能であると自負しているところである。

令和2年度は2社、令和3年度は17社と契約し事業場の健康経営を支援している。事業課、健康推進課の「健康経営エキスパートアドバイザー」を核として事業場の健康経営診断を適切に行い、事業場の状況に応じた支援計画を立案し実践していく。支援事業の一つの目的は対象事業場の「健康経営優良法人」認定であるが、それ以外に健康経営の推進は企業、従業員双方にとって有益なものであり、公益法人として「健康経営」の有用性を啓発するとともに、当協会が積極的に実践を支援し推進すべき事業と考えられる。産業衛生スタッフのマンパワーの限界があるが、まだ余裕があるので令和4年度も健康推進課は事業課、渉外課と協力して支援事業場を更に増やすことを心がけたい。

そのために、広報誌「BLOOM」やホームページ、Facebook、メディアへの出演等を利用した広報活動を行うとともに、関係職員には「健康経営」への理解を深める機会を提供するとともに自己研鑽を促し、「健康経営エキスパートアドバイザー」の取得を奨励する。

### (5) 人間ドック・労災二次健診での保健指導

「人間ドック・プレミアムコース」での保健師・管理栄養士による保健指導は継続して実施する。

また、労災二次健診においても、受診者の同意を得た上で、健診当日医師による結果説明と同時に保健師・管理栄養士による保健指導を行う。

引き続き、受診人数の増加を図りつつ、短時間で的確な保健指導が実践できるよう、スキルアップに努める。

#### (6) メンタルヘルス対策の推進

中小規模事業場においては、メンタルヘルスの専門職を確保することは難しい。従ってラインケア、セルフケア等の従業員教育のため、あるいは従業員の面談などに公認心理士、臨床心理士が介入することは有益であり、産業医面談を補完するものにもなる。当協会は産業医事業場や健康経営支援事業場などにおいて、その求めに応じて福山大学等と連携しつつ公認心理士、臨床心理士を派遣する仲介業務を行うことができる体制を構築した。本年は事業としての展開を図る。

「ストレスチェック」実施事業場については、実施事務従事者と連携を図り、そのスムーズな運用を心がける。また、ストレスチェック集団集計結果の応用は職場環境の改善のため重要であるので、事業場に対してその啓発と説明ができる知識を習得しておくことが重要である。そのために、全国労働衛生団体連合会等が開催する「メンタルヘルス講習会」等を受講し、それぞれのスキルアップを図る。

#### (7) 健康づくり支援

働く人々と地域住民の健康の保持・増進を目的とした「心とからだの健康講座」は、公益目的事業の中核をなすものとして、地域住民と事業場の衛生管理者を対象に時宜を得たテーマを設定し開催して来たが、残念ながらコロナ禍の長期化のため開催できない状況が続いている。これ以上長期化するようであれば、Web開催及びハイブリッド開催等も検討しなければならない。

#### (8) 健康づくりのためのイベント参加等

地域の「健康まつり」はコロナ禍により相次いで開催中止となった。令和4年度は、福山市及び尾道市との「健康増進に関する連携協定」に関連するものの他、市町をはじめとした地域自治会等の主催者からの要請があれば、諸条件を勘案の上、感染対策を万全にして可能な限り協力する。

#### (9) 健康診断実施事業場の支援

健康診断および作業環境測定結果をフィードバックするため、規模50人以上の事業場を対象に、受診全事業場のデータと当該事業場のデータを項目別に比較・集計した資料を提供して来た。この資料は各事業場の健康管理・作業環境管理の改善に有用なデータであるが必ずしも有効活用されてこなかった憾みがある。令和4年度はせつかく作成した貴重なデータが無駄にならず有効

活用できるよう働きかける。

#### (10)喫煙対策・受動喫煙対策の推進

当協会は、敷地内禁煙を実施し積極的に喫煙対策を推進してきた。能動喫煙による疾患リスクは言うまでもなく、受動喫煙の有害性も既に証明されたところであり、令和2年4月1日実施の改正健康増進法により受動喫煙防止の義務化（罰則付き）が全面施行された。要望がある事業場には 受動喫煙防止対策を含めた喫煙問題全般について、引き続き相談業務を行い研修の要望があれば協力する。

近年、加熱式タバコの有害性も証明されており、令和2年度には加熱式タバコも禁煙治療の保険適用となった。また、オンライン診療や治療用アプリの保険適用など、禁煙診療も大きな変革期を迎えている。令和2年度の健診実績では、20～30代の男性において喫煙率が前年比で大幅に低下していた。喫煙者を取り巻く社会環境の大きな変化に加えコロナ禍も相まって、禁煙促進の効果が期待できる昨今、当協会としても、引き続き禁煙支援および受動喫煙防止活動を積極的に行う。

なお、福山市との「健康増進に関する連携協定」にも「禁煙や受動喫煙防止に向けた啓発」の項目があり、連携して推進する。

### 3. 作業環境測定事業の推進

作業環境測定は、労働衛生三管理の1つである作業環境管理のための重要指標である。当協会は地域の作業環境測定の中核的存在であり、引き続き徹底した精度管理のもと、作業環境測定基準に沿った精度の高い測定と迅速な報告を行い、地域全体の労働衛生管理に寄与する。

令和3年度より導入されている「個人サンプリング法」については引き続き、対象物質取扱事業場への周知を図る。

特定化学物質障害予防規則の「溶接ヒューム」については、溶接作業の新規開始事業場および変更を行う事業場、さらに溶接ヒュームの濃度測定を未実施の事業場を対象として周知・案内を行っていく。

なお、経過措置になっている呼吸用保護具のフィットテスト実施については、関係通達等に留意し、周知・説明等を適切に行っていく。

また、年度毎の作業環境測定結果の集積データを分析し、説明した「作業環境測定集計報告書」を関係事業場および行政機関等に提供し、従来通り労働者の健康確保に寄与するために、関係事業場に環境改善策を提言し、相談があればこれに応じる。

#### 4. 広報活動の推進

当協会の知名度を高めることは、ブランド力を高め顧客の獲得に寄与するものであり、職員はそれに自発的かつ積極的に協力する。令和3年度より広報委員会の下部組織、BLOOM 部会、年報部会、ホームページ・Facebook 部会を立ち上げた。各部会の委員を中心に、個々人が主体的に活動することで広報活動を強化して行く。

健康推進課の発行する季刊誌「BLOOM」、月刊の「健康だより」は、協会事業の紹介と併せて、身近な健康の保持・管理に役立つ情報を提供するものとして、利用事業場も年々増加している。より利用しやすいようホームページも改変している。また、医療情報課が発行している「ちゅうろうの、ちょっと役立つ健康情報」は、データ分析や統計資料からみた健康情報を発信するもので、オプション検査の紹介など有用な情報を提供しており、今後も継続する。

令和4年初頭にホームページを一新、希望する情報にアクセスしやすいように情報整理を行い非常に見やすい画面となった。健康情報、健康診断や協会行事等のタイムリーな情報をより分かりやすく提供することが可能となり、協会職員の写真等を掲載することで親しみやすく、魅力的な印象を与え、料金メニューの充実により顧客のニーズに合った情報を提供することが可能となった。

これからも常に顧客視点に基づいた情報提供を心がけ、継続的に内容の充実を図る。Facebook ページも開設5年目に入った。担当職員が編集・投稿し、アクティブな情報発信を行っており、親しみやすい協会のイメージ構築に貢献しているので継続する。

昨年よりプレスリリースへ情報提供することで、より地域への発信が容易になった。その他、地域の広報誌等への投稿、RCC、エフエムふくやま等のメディアへの出演を積極的に行い、当協会および事業内容の広報に努める。

昨年は地域の広報誌の取材もたびたびあり、新聞への掲載もあったが、本年も当協会とその事業内容が地域、各業界に周知されるよう引き続き広報活動に努める。

なお、年度毎の協会事業の業績報告と総括を行うための「事業年報」の作成は継続し、関係各所への配付を行う。

## IV その他の基本施策

### 1. コンプライアンスの遵守

コンプライアンスを遵守するため、コンプライアンス宣言の下、倫理規程・コンプライアンス規程・サービス規程・各委員会の規程等を設け、各職員に配付したコンプライアンス・マニュアルを参考に支障なく業務を運営している。今年度は、各種法令や昨今の社会状況に応じて規程等の見直しを図り、職員にコン

プライアンスについて再考する機会を設ける。

## 2. 人事制度改革

令和3年に、人事制度を改め、同時に医師給与制度も確立し、事業ビジョン・期待人材像・人事ポリシーを設けた。令和4年度はこれらの浸透を目指し、経営層のみならず管理監督者から事業ビジョンを実現するための講話や、階層別の研修を実施する。

## 3. 協会内部の「健康経営」への取り組みの推進

令和2年度に設けたKPI（重要業績評価指標）を達成するため、立案・実施した施策の効果検証を行い、常勤理事会や経営会議で報告して施策の改善を進めつつ「健康経営」を推進した。その結果、令和3年度も「健康経営優良法人2022（大規模法人部門）ホワイト500」の称号を得ることとなった。

令和4年度も、運動習慣の定着、食生活の見直し、ワークライフバランスの実現、喫煙率低下を目指し、引き続き「健康経営優良法人2023（大規模法人部門）ホワイト500」の認定を目指す。

## 4. 個人情報の安全管理の徹底

当協会は、要配慮義務個人情報である健康情報を多数取り扱っている。

個人情報漏洩等の事故の発生を未然に防止するため、PMS（個人情報保護マネジメントシステム）を着実に運用する。職員教育に加え、検診所においてリスクマネジメント部会を開催し、その事故発生事例を集積し、個人情報保護委員会で対策を協議する。事故の再発防止を図るために各事例を全職員で共有し、より強固な安全管理の徹底を図る。また、内部監査を実施する事により、管理状況を把握する。

## 5. 労働衛生サービス機能評価基準を基にした自主監査の実施

第三者評価を受け労働衛生サービス機能評価基準に合致し、業務が適切に実施・維持されているかを検証すること、そして必要な改善を行うことは“外部の信頼を得る”ための重要な手段である。

令和3年度に更新予定だった福山本部は、新型コロナウイルス感染症の影響で令和4年度に本監査を実施する予定である。加えて、鳥取・米子検診所でも本監査を実施する予定である。引き続き労働衛生サービス機能の向上を図るため、「自主監査実施要領」による自主監査を的確に行う。

## 6. 事故の防止

医療事故はもとより、交通事故、健診機器や検診車の故障・トラブルを未然

に防止するために、「標準作業書」に定めた手順に従い業務を進める。日頃から基本に則った作業を心掛けるとともに、事故が発生した場合は「リスクマネジメント規程」に従い、医療倫理を念頭において適切な対応策を講じる。なお、アクシデント（事故）報告はもちろん、インシデント（ヒヤリ・ハット事例）を含めたレポートを、毎月各検診所で開催するリスクマネジメント部会にて報告・討議し、事故防止の徹底を図る。この報告は、リスク軽減・再発防止のため各職員が認識を共有する点において重要であり、遅滞なく行うことが重要である。また、同部会での討議内容は安全管理委員会にて報告する。各事例の問題点とその対策は全職員が周知・共有し、再発防止のためのPDCAサイクルを機能させて行く。

## 7. 精度管理等の徹底

健康診断、作業環境測定 of いずれにおいても、結果には高い精度が要求される。そのためには、最新の知識、技術等の習得が必要であり、スキルアップのため医師・保健師・看護師・診療放射線技師・臨床検査技師および作業環境測定士等の技術系職員は、学会や研修会、講習会等へ参加し、その資質向上に努める。認定資格取得およびその更新に必要な研修等への参加を推進し、その必要性と効果を見極めた上で、計画的に支援する。また、健診機器、測定機器等の整備点検を定期的に行い、機器の精度の維持管理を徹底する。外部機関が行う精度管理事業に積極的に参加し、最高ランク評価を維持することを目標とする。

## 8. 学術活動の推進

医療技術系職員および作業環境測定士等の職員は、健康診断等日常業務の成果を積極的に学会・研究会で発表し、論文化するよう努める。学会・研究会での発表、学術論文の投稿を積極的に行い、当協会の学術性の高さを証明することにより信頼を高め、他機関との差別化を図る。また、協会として発表を支援する。令和3年度は、第15回日本禁煙学会学術総会（1題）、日本総合健診医学会第50回大会（1題）の発表を行った。令和4年度は、5題以上の発表を目指す。

## 9. 予算の効率的・効果的執行

公益法人に求められる収支相償実現のため、適正な予算管理に努める。

収入においては、事業計画の進捗状況を月毎に適宜把握することで、計画の達成を図る。支出においては、事業計画に沿って経費を適正に計上し、中期計画に沿った機器等の整備・更新を行う。

### 10. 効率的なシステムの運用

標準システムについて、システムの開発言語の書換えおよびシステムの設計図に当たるドキュメント作成まで全てが完成した。また、標準システム以外のオフィスコンピューターを利用しているシステムは、順次クライアントサーバー方式へ変更する等、適切な対応を講じて行く。

なお、DX 推進は国策であると同時に時代の趨勢でもあり、データ管理課が中心となりその実現への方向性を検討する。

## 令和4年度 健康診断等実施計画

### 1 健康診断

項 目	人 員			金 額 (単位：千円)		
	令和4年度	令和3年度	増 減	令和4年度	令和3年度	増 減
1 労働健診	282,821	284,457	-1,636	1,464,417	1,454,233	10,184
(1) 一般健診	160,409	160,983	-574	1,143,645	1,141,544	2,101
① 全項目健診	144,349	142,177	2,172	1,099,444	1,088,535	10,909
② 省略健診	16,060	18,806	-2,746	44,201	53,009	-8,808
(2) 雇入時健診	3,297	3,474	-177	28,570	29,669	-1,099
(3) 特殊健診	72,610	66,476	6,134	229,166	210,016	19,150
(4) その他	46,505	53,524	-7,019	63,036	73,004	-9,968
2 生活習慣病予防健診	82,828	80,769	2,059	1,320,456	1,280,306	40,150
(1) 協会けんぽ	57,578	56,480	1,098	890,118	860,472	29,646
(2) 組合健保	25,250	24,289	961	430,338	419,834	10,504
3 がん検診等	8,392	8,068	324	47,074	41,241	5,833
4 住民・学校健診	27,144	26,350	794	115,407	105,966	9,441
5 その他				14,267	12,472	1,795
合 計	401,185	399,644	1,541	2,961,621	2,894,218	67,403
6 社会的弱者健診	295	295	0			

